

パリ協定とIPCCへの期待

IPCC 公開シンポジウム- 「地球温暖化問題に関する科学と政策
温室効果ガス排出量監視の取り組み」

2016年1月28日（木）

ANA クラウンプラザホテル 神戸



プレゼンテーションの概要

- パリ協定の成果の主な内容
 - a) 緩和 – 第4条
 - b) 透明性– 第13条
 - c) グローバルストックテイク– 第14条
- IPCCへの期待
- IPCCへの潜在的な影響



パリ協定の4つの側面

進歩的な取組みと国家・世界経済の変容に向けて各国を動機付けることを目的とした**すべての国に適用される新しい全世界的な気候協定**

各国が自主的に決定する約束・約束草案(INDCs/NDCs) あるいは国家の目標・プログラム・政策を規定する国家計画

グローバルな変容を加速させるために必要な投資の転換と拡大を確実にするための**気候資金の提供**

更なる野心を促すため、締約国、地方機関、民間セクター及び市民社会による行動の高まりを明らかにする**行動指針**



1. **産業革命前のレベルからの世界の平均気温上昇を2 °Cを十分に下回る水準に抑えるとともに、産業革命前のレベルからの気温上昇を1.5 °Cに制限する努力を追求するという明確な長期気温目標**
2. **科学に基づき**この長期目標に向けた**世界全体の累積排出量の軌跡を考慮**
3. **各国の取組み**: 差異化や国情を考慮に入れ、**気温目標に向けて全締約国が貢献を誓約する「ボトムアップ」アプローチ**と、共通のルールに基づく定期的な約束の提出を、法的文書に体系化
4. **各国の取組みの野心の長期的な向上**（開発途上国のための支援（資金、技術、キャパシティ・ビルディング）を含む）
5. 利用可能な最善の科学に従った気温目標に向け、**長期的に野心のレベルを向上させる仕組み（グローバルストックテイク）**
6. 広範な準備活動、特に各国が自主的に決定する約束やレジストリに関して



- 締約国の異なる能力を考慮した**柔軟性**を組み込んだ、行動と支援双方のための**単一の強化された透明性フレームワーク**の設立
- **多くの共通の要件:**
 - a) すべての締約国は、後発開発途上国、小島嶼開発途上国を除き、隔年ごとに緩和、適応、支援の情報に関する報告書を2年ごとに提出しなくてはならない。
 - b) 各報告書は専門家審査チームによって技術的審査を受けなくてはならない。
 - c) 各締約国は緩和行動や資金面の進捗に関する多国間検討を受けなくてはならない。
- **実施における柔軟性と差異化**
 - a) 報告の範囲と詳細さのレベル
 - b) ある特定の情報を報告する際の義務要件("shall")と義務でない要件("should")に関する、先進国と開発途上国の差異化、及び、
 - c) 選択肢として訪問審査を含む審査の範囲
- 開発途上国への**支援提供**の認識
- (透明性の確保は) 異なる能力に従って全ての締約国が野心的行動を取っていることにつき**相互信頼と信用を築くためにきわめて重要**
- ルール、様式、キャパシティ・ビルディングに関する広範なフォローアップ活動 (が必要)



- 本協定の目的と長期目標の達成に向けた締約国全体の進捗を評価する**協定の実施の定期的な実績評価**（「グローバルストックテイク」と称する）
- 衡平性と**利用可能な最善の科学**を踏まえ、緩和、適応、実施と支援の手段を検討し、包括的・促進的な方法でそれを実施しなければならない。
- **2023年 第1回グローバルストックテイク**
パリ協定締約国会議の役割を果たす締約国会議が他の決定をしない限りその後5年ごとに実施

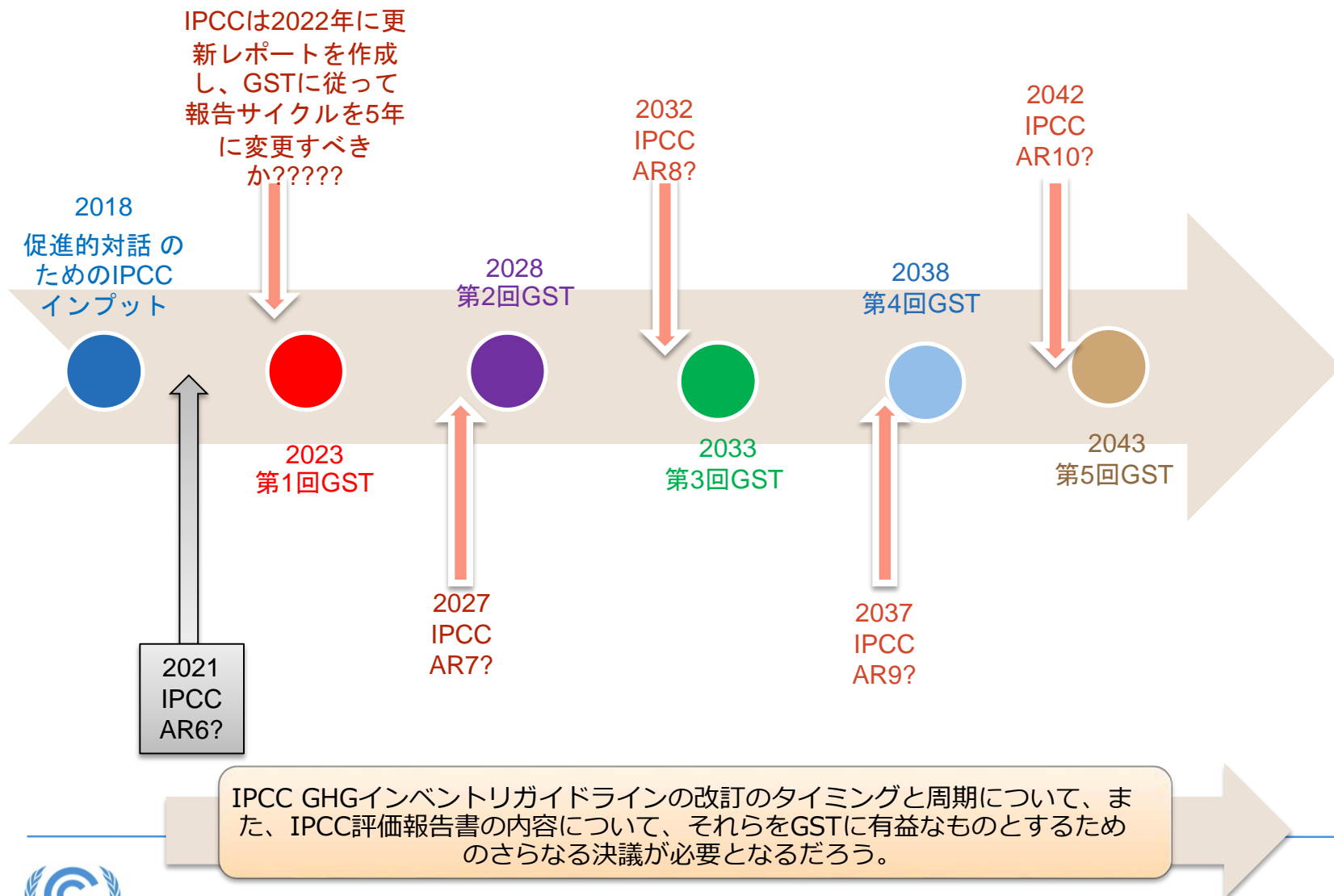
約束草案に関する決定の一部として

- 長期目標に向けた進捗に関して締約国の集合的な取組みを評価する締約国間の**促進的対話**を**2018年**に実施する



- **産業革命前のレベルより1.5 °C上昇の地球温暖化の影響とそれに関連する地球規模の温室効果ガス排出経路に関する特別報告書**を2018年に作成するようにIPCCを促す
- パリ協定特別作業部会に、パリ協定締約国会議第1回会合での採択のため、締約国の約束の**算出方法に関するガイダンス**の作成を要請。その作成にあたっては、条約及び関連する法的文書の下で確立されたアプローチを適宜利用。このガイダンスでは以下を確保する。
 - 締約国は、**IPCCにより評価され**、パリ協定締約国会議（CMA）により採択された**方法論と共通メトリックス**に従って人為的な排出量と吸収量を計上する。
- パリ協定特別作業部会に、**グローバルストックテイク**へのインプットの情報源を特定し、（条約の）締約国会議に報告するよう要請。これは、パリ協定締約国会議第1回会合での検討及び採択のため、（条約の）締約国会議が勧告を作成することを目的とするものである。情報源はIPCCの**最新報告書**を含むが、限定しない。
- IPCCにより認められ、CMAで合意された良好手法を使用して算定された人為的な温室効果ガスの排出源による排出及び吸収源による吸収量に関する国家インベントリ報告書の定期的な提出

IPCCへの潜在的な影響 – IPCC評価報告書をグローバルストックテイク(GST)のサイクルに一致させるべきか



ご清聴ありがとうございました！

